

独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

平成20年1月8日
改正 平成27年4月28日
改正 平成29年10月24日
改正 令和5年3月14日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、機構が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 電動車の導入

機構は公用車を所有していない。公用車については、導入可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入については2022年度以降全て電動車とする。

2. LED照明の導入

既存設備を含めた機構のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

3. 再生可能エネルギー電力の調達

電力の調達先は機構が入居している民間ビルにおいて決定しているが、賃貸借契約を締結している民間ビルの管理会社と継続的な協議を行い、2030年度までに機構が利用する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。

4. 用紙の使用量

用紙の使用量を2030年度までに2013年度比で50%以上削減することに向けて努める。

5. 廃棄物の排出量

廃棄物の排出量について、2030年度までに2013年度比で30%以上削減すること及び廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で増加させないように努める。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

賃貸借契約をしている民間ビル管理会社と更なる省エネルギー対策について継続的な協議を行う。

(2) 適切な室温管理

- ①空調設備の適切な運用により、執務室内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度）を行う。
- ②役職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
- ③サーバ室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

(3) 水の有効活用

手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

機構は公用車を所有していない。導入可能な電動車がない場合等を除き、新規導入については2022年度以降全て電動車とする。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた機構全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

電力の調達先は機構が入居している民間ビルにおいて決定しているが、賃貸借契約を締結している民間ビルの管理会社と継続的な協議を行い、2030年度までに機構が利用する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。

(4) 省エネルギー機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、役職員及び来構者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。
- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- ④ 来構者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

ウ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 機構の内部で使用する資料に加え、外部等に公表する資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。

また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ F A Xは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

エ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

オ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

カ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

キ フロン類の排出の抑制

ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進、フロン類の排出の抑制等を行う。

ク 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等

事務所等の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3 R + Renewable

- ① 事務所等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、事務所等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑥ 食ロス削減に関する役職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

（２） 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

（３） 機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 機構が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 機構が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

5. ワークライフバランスの確保・役職員に対する研修等

（１） ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退出の実施による超過勤務の縮減を図る。特に水曜日（一斉定時退出日）とノー残業デーは原則として定時、遅くとも午後7時までには退出する。
- ② 午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、作業の依頼、待機の指示は実施しないこととする。
- ③ 事務の見直しやシステム化等による業務の効率化や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ④ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

（２） 役職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② パンフレット、機構LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、役職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への役職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

（３） 役職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

役職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与

する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況について、環境委員会において自主的に点検を行い、理事会へ報告するとともに、毎年の成果を取りまとめた上、事業報告書等適切な方法を通じ公表する。

【独立行政法人環境再生保全機構全体】

独立行政法人環境再生保全機構温室効果ガス削減計画

			2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
						(13 年度比)
		(単位)				
公用車燃料		kg-CO2	0	0	0	—
施設 の エ ネ ル ギ ー 使 用	基礎排出係数使用	kg-CO2	151.342	92.702	47,750 (調整後)	—68.4% (調整後)
	基礎排出係数使用	kg-CO2	151.342	92.702	47,750 (調整後)	—68.4% (調整後)
	(電気使用量)	kWh	285,013	202,848	171,000	—40%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.531	0.457	0.25 (調整後)	—0.28kg- CO2/kWh (調整後)
	電気以外	kg-CO2	0	0	0	—
その他		kg-CO2	0	0	0	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	151.342	92.702	47,750 (調整後)	—68.4% (調整後)

独立行政法人環境再生保全機構温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030 年度 目標
		(単位)	
公用車に占める電動車の割合	%	— (2022 年度)	100
LED照明の導入割合	%	0 (2022 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0 (2022 年度)	60